

周知のように、G20・OECDで、生産国（居住地国）と市場国（源泉地国、消費国）の間の法人税の税源配分の議論が進んでいる。ITデジタルサービスの発達の結果、サービスを購入する消費国は、課税権の根拠となる支店や工場といったPE（恒久的施設）がないので、課税権を失い税収不足が生じている。また、自国産業・伝統的産業との競争条件の不公平という問題も生じさせている。

このような「付加価値の生じた場所と納税地の不一致」という問題への対応として、PEがなくても、消費国に一定額以上の売上（消費）があればネクサスとして課税権（税源）を配分する方向でG20の基本合意が行われている。

実は、新たなビジネスモデルと課税という問題は、居住地国と源泉地国との課税権の配分を決めるOECDモデル条約作りの場で、デジタル経済が発展する前から議論されてきた。例えば、国境を越えた自動販売機の設置をPEに当たると

したり、国境を越えたコンサルティングサービスなどを「サービスPE」とするなどは、消費国の課税権を拡大する見直しといえよう。

一方、地方税の世界でも同様の動きがある。米国の州法人税では、所得配分を資産・労務費・売上平均で計算しているが、サービス売上については、サービス消費地で計算する流れがある。生産に着目した課税から消費に着目した課税の流れである。

わが国の地方法人税（法人事業税と法人住民税）はどうか。法人の事務所等が複数の地方団体にある場合には課税権の調整が必要となるが、その際の分割基準は、製造業の場合は従業者の数、非製造業の場合には事務所等の数と従業者の数をメルクマールとしている。ここに「売上・消費」という考え方は入っていない。

昨年、政令指定都市団体の事務局の方が訪ねてきた。彼らの問題意識は、地方法人税の分割基準が経済の新たな動きに対応しておらず、消費者の多くいる政令指定都市に応分の税収が配分されていないのでは、というものであった。

地方の工場ではIT化が進み、従業員は毎年減り続けている。また、地方住民はコンビニ店で多くの消費をするが、フランチャイズ方式で所得は東京の本社に吸い上げられる。アマゾンなどインターネット経由で購買する地方住民も急増している。

このような新たな経済の動きの下で、地方都市に落ちる法人税収は大きな影響を受けている。さらには、自治体間の税収格差（1人当たり）も東京都と奈良県では6倍と、経済実態以上の格差が生じている。これは、現在の地方法人税の分割基準である「事務所等」や「従業者数」が、デジタル経済など新たな経済の動きに対応していないことを示している。

昨年10月に東京都税制調査会から答申が出された。「法人課税においては、国際課税原則と多国籍企業の事業実態の乖離から生じる税収の逸失を防ぎ、公平な競争環境を確保する観点からデジタル経済に応じた税制について、OECD等の検討状況を踏まえつつ議論し、国税はもとより、地方税収の確保の必要性等を強調し、論点整理を試みた」ものである。

その中に「これまでの分割基準を適用することが妥当ではない」との記述がある。これは、地方法人税の分割基準を直接論じたものではないが、世界の流れに沿った分割基準の見直しの必要性を示唆しているようにも読める。

地方法人税の分割基準を見直し、都市と地方の格差の少ない税にしていくことは時代の流れであろう。

連載

第
157
回

時代遅れの地方税分割基準

税制之理

ことわり

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹
中央大学法科大学院特任教授